

育児休業の円滑な取得・復帰計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年3月1日～平成33年3月31日
2. (内 容)

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備育児休業後における現職又は、現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

(対 策)

- 平成30年3月～ 職員へのアンケート等の調査、検討開始。
- 平成30年9月～ 制度導入し、職員会議等による職員への周知。

目標2 子どもを育てる労働者の労働時間の始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度

(対 策)

- 平成31年1月～ 職員へのアンケート等の調査、検討開始
- 平成31年4月～ 制度を導入し、職員会議等による職員への周知。

(対 策)

目標3 労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得でき、利用しやすい制度の導入

- 平成31年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始。
- 平成31年8月～ 制度の導入、職員会議等による職員への周知